

令和6年度 第3回宮城県犯罪被害者等支援審議会 議事録

日 時: 令和6年9月19日(木)午後1時30分から午後2時50分まで

場 所: 宮城県行政庁舎4階 庁議室

出席者: 審議会委員10人

大坂純、小原聡子、小山政明、佐々木悦子、菅原壽子、竹田英子、堀毛裕子、
松本文弘、翠川洋、八島定敏

公益社団法人みやぎ被害者支援センター職員2名

議案等: (1) 議事 審議事項

イ 宮城県犯罪被害者等支援計画策定に係る意見聴取について

ロ 宮城県犯罪被害者等支援計画の中間案について

議事の概要

○司会

それでは定刻となりましたので、ただ今より令和6年度第3回宮城県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。開会にあたりまして、宮城県環境生活部長の佐々木より挨拶を申し上げます。

○佐々木部長

本日はお忙しいところ、宮城県犯罪被害者等支援審議会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

7月11日に本審議会の第2回の会議を開催いたしまして、新たな犯罪被害者等支援計画の素案について、御審議をいただいたところでございます。

本日の審議会には、犯罪被害に遭われた方やそのご家族を支援されている公益社団法人みやぎ被害者支援センターの相談員2名にお越しいただいております。相談員の方からは、日頃の支援の内容や、当事者の方がどのような支援を必要としているか等についてお話をお伺いすることとしております。相談員の方々におかれましては、お忙しいところお越しいただきありがとうございます。

また、本日に先立ちまして、あらかじめ支援センターから伺ったお話なども踏まえまして、支援計画の中間案を取りまとめました。中間案につきましては、今後、県議会への説明、パブリックコメントなどによりまして、広く県民の皆様へ提示するものとなりますので、本日、限られた時間ではございますが、各委員の御立場から、専門的見地を含め、様々な観点からの御審議を賜りたいと思っております。

犯罪被害者等の支援につきましては、国において犯罪被害者等給付金の金額の引き上げ、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設など、施策の拡充がなされているところでございます。県といたしましては、こうした国の動向なども踏まえながら、宮城県における支援施策の充実につながるような支援計画の策定を進めてまいりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会

申し訳ございませんが、ここで環境生活部長の佐々木につきましては、公務のため、退席とさせていただきます。

本日は10名の委員全員に御出席をいただいております。過半数を超えておりますので、宮城県犯罪被害者等支援審議会運営要領第2条第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本会議は、県の情報公開条例第19条の規定に基づき、原則公開となります。ただし、第1回審議会における決定により、議事に不開示情報が含まれるような場合に限り、同条例の規定に基づき、委員の3分の2以上の多数で決定した場合は、非公開とすることといたします。

本日は、不開示情報に当たる可能性がある議題がございますので、当該議事の前に、公開・非公開についてお諮りいたします。

また、本日は、公益社団法人みやぎ被害者支援センターから、被害者支援をされているお二方にお越しをいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

佐々木でございます。それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議事の審議事項「イ 宮城県犯罪被害者等支援計画策定に係る意見聴取」について、事務局から説明願います。

○事務局

説明に先立ちまして、お諮りいたします。本議事では、公益社団法人みやぎ被害者支援センターの方々から、個別具体的な事案についてお話を伺いたいと考えております。

資料1につきましては、個別具体的な事案が推定されないよう配慮しておりますが、この場でのお話については、事案や関係者が推定される可能性がございます。

つきましては、本議事については、「会議は非公開」、「議事録は個別具体的な事案に言及する箇所を除き公開」、「資料1は公開」としたいと考えております。

お手元の参考資料1にございますが、条例では、委員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができるとされておりますことから、この点について御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木会長

ただいま事務局から、本議事については、個別具体的な事案に触れる可能性があることから、「会議は非公開」、「議事録は個別具体的な事案に言及する箇所を除き公開」、「資料1は公開」としたいとの提案がありました。この説明について何か御質問・御意見等はございませんか。

(委員からの意見等なし)

○佐々木会長

それでは、本議事は、事務局提案のとおりでよろしいでしょうか。賛成する方は挙手をお願いいたします。

(委員 10 名全員の挙手を確認)

○佐々木会長

ありがとうございます。それでは 3 分の 2 以上の賛成ということでございますので、提案のとおり、ここからの会議は非公開としたいと思います。

-----【以下、会議は非公開】-----

○事務局

それでは、宮城県犯罪被害者等支援計画策定に係る意見聴取について、御説明いたします。資料 1 と、参考資料 4 を御覧ください。

資料 1 は、あらかじめ事務局が、被害者支援センターに伺ったお話を、計画の体系に沿って整理したものです。備考欄には、犯罪被害者等支援計画の中間案における関連施策の箇所や、本日お配りしたリーフレットの原稿(※製作途中のため、委員にのみ配布したもの)への反映、連絡協議会や市町村の連携が必要であることなどを記載しています。説明後、委員の皆様と相談員のお二方との意見交換を予定しておりますので、事務局からは、支援につなげるのが難しい例を中心に御説明します。

まず、「1 犯罪被害の種類や相談内容」について、センターでは、性犯罪関連の相談が多いですが、その他の事案でもやはり性被害関係に関する相談が多いこと、相談者から状況報告を受けることも多いというお話がございました。

次に、「2 支援内容」ですが、こちらは、計画の項目に沿った支援の項目や、「二次的被害」に関する内容を伺ったものです。

1 点目の「安全の確保」については、支援につなげるのが難しい例として、本人ではない第三者から相談がなされた場合、本人からの相談がないと支援につながりにくいというお話がございました。

次の「保健医療・福祉サービス」については、支援につなげた例として生活保護制度を紹介したというお話がございました。こちらについては、「参考資料 4」も併せて御覧ください。こちらは、委員の皆様から事前にいただいた御意見、御質問となります。1 のとおり、生活保護は「経済的支援」に該当するのではないかと御意見がありましたが、保健医療・福祉サービスの関連で出たお話でしたので、こちらに記載しています。

次の「居住」については、支援につなげるのが難しい例として、収入要件で公営住宅に入居できなかった方がいたというお話がございました。これについては、次の頁をお開きいただきますと、一時的にでも公営住宅に入りたいという要望があれば対応できるとよい、というお話がございました。

次の「雇用」については、支援につなげるのが難しい例として、会社の上司から性被害を受けたという相談についてのお話がありました。相談者が医療機関の受診は希望しなかったというケ

ースで、労働問題でもあるものの、センターからハローワークにつなぐことは難しいということでした。

次の「損害賠償」について、弁護士費用を気にする人がいる、とのことでした。なお、「参考資料 4」の 8 のとおり、例えば、法テラス宮城では無料法律相談を行っております。

次の「経済的負担」については、医療機関からの相談として、被害者の代わりに診療費を支払ってほしい、という相談があったとのことでした。センターの対応としては、いったん本人にお支払いいただいてから助成する仕組みとなっております。

ここまでの「支援につなげることが難しい例」については、連絡協議会内のネットワークを活かした連携などの検討をしております。

次の「二次的被害」については、相談対応を行う側の姿勢として、よかれと思った声かけが負担になることがある、という難しい面や、「たらいまわし」を防止すべきというお話がありました。

3 点目の「支援等担当者」は、相談対応を行う方々について伺った箇所です。このうち、センターでは、「代理受傷」防止のために相談員自身が公認心理師に相談できる体制をとっていること、これから連携が必要な分野として、男性の性被害に関する泌尿器科などの連携があること、人材の育成や確保については、高齢化が進んでおり若年層に入ってほしいこと、障害のある人などに対する支援を考えていく必要があることなどのお話がありました。

以上、あらかじめ伺ったお話の概要を御説明しました。相談員のお二方には、お忙しいところお話をいただき感謝申し上げます。以上です。

○佐々木会長

ただいま事務局から説明をございました。本日は、みやぎ被害者支援センターのお二方、本当にありがとうございます。

今までのお話の中で何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

○八島委員

資料 1 の 2 頁、雇用における支援につなげた例の備考欄に、リーフレットとあり、本日お配りいただいた原稿を先ほど拝見しました。このようなリーフレットが被害に遭われた方や事業者、県民の方々に行き渡れば、すごく良いと思います。

一方で、このリーフレットを作成するという流れについて、相談員の方々は御納得いただいていますか。

○事務局

事務局から補足いたします。参考資料 4 の 7 番、「(資料 1 の)備考欄の『施策 13-2』は何を指すのでしょうか。」ということでございます。

計画の中間案につきましては、後ほど説明の時間を設けたいと思いますが、資料 2-2 の 39 頁をご覧ください。こちらには、基本的施策 13-2、被害者支援制度等についての理解促進等というところがございます。

今回、センターの方からお話を伺った際、事業者の方にどのように理解促進をしていく必要があるかということは、計画の施策 13-2 が、まさに当てはまると考えました。

今回、このリーフレットを事業者の方に広くお配りしたいと考えておりますが、例えば、「相談を受けたら、まずは話をしっかり聞く」といったことを盛り込みたいと考えております。

○八島委員

ありがとうございます。そこで、資料 1 の 2 頁、雇用における支援につなげた例の最初に書いてある「被害者が会社に犯罪に遭ったことを伝えておらず」、ここが一番私は問題なのかなと思います。伝えた後は会社が理解を示した、とあります。

では、なぜ伝えられなかったか。いろいろ事情はあるのだと思います。本当に悲しい事情があるのだと思うのですが、そこをなんとかするような方法はないのかなというのが 1 番お聞きしたいところです。

○相談員 ※要旨のみ記載(以下同様)

【被害者が訴えていたこと】

- ・被害者になってやらなければならないことは、すべて平日にしなければならない。
- ・被害に遭うとあらゆる手続き(弁護士相談、裁判、病院など)に時間がかかるということを会社に分かって欲しい。
- ・会社の上司や従業員から何気なく言われる言葉にものすごく傷ついた。
→リーフレットなどを作るのであれば、こういうことは言ってほしくないというような NG ワードなどを載せてもらえるとありがたい。

○佐々木会長

なかなか難しい問題があります。確かに、性被害に遭ったから事情聴取や裁判に行くということと言える女性なんていないのではないかなと思います。

被害に遭っただけではなく、様々なことが全て自分の負担になってくるなんて本当に耐え難いことですし、本当に重いものを背負わされてしまう。

だからといって、「職場に言って休暇を取ってください。」なんてとても言えない問題だと思います。そのあたり、どうしたら良いか、何かお知恵はございますか。

○小原委員

八島委員の御指摘というのは、各事業所や、被害者の反応ということに加えて、一般的な犯罪被害において、被害者の方にも非があるというような、社会の理解そのものも改めていく必要があるのではないかという御指摘も重なっているように思います。

社会一般への啓発という部分と、事業者の方への啓発、それから、被害者が会社にご自分のことを打ち明けるきっかけとか、後押しになったのはどのようなサポートだったのかということも 1 つヒントになるのかなと思ったので、話していただける範囲で教えていただければと思います。

○相談員 ※要旨のみ記載

【被害者が会社に自身のことを打ち明けたきっかけやサポート】

- ・相談員が付添支援を続けるなかで、被害者が自分自身を振り返って、自分の中で統合していった結果であると思う。
- ・のちに理解のある人が上司になったことも打ち明けられたきっかけの 1 つである。

○小原委員

今のお話を伺って、こういった方々への支援というのも長期的になるということと、ある種の伴走支援ですよね。支援が中長期になっている中で、ニーズが変わってくるという部分があると思います。

それから、支援センターの方々が長く信頼関係をしっかり築いた中で、被害者の方が大変な目には遭われたけれども、その中で「統合」という言葉を使っておりましたが、そういった変化を受け入れて、また回復なさっていくというところが私の中でとても良くイメージできました。お答えいただいてありがとうございます。

話を伺って、こういった長期的にサポートを行う方々がしっかり確保されていくということが1つ大事なところなのではないかと思いました。

また、警察や裁判所など色々な場面で「あなたは悪くないのだから、ちゃんと会社に話して良いのですよ。」と各パートの方々がそういった声をお伝えしていくということも大事なのではないかと思いました。

○菅原委員

資料1の3頁の支援等担当者というところで、「センターにおいても関係機関を全て把握しているわけではなく、きちんと連携したいと考えている。」ということや、「男性の性被害に関し、泌尿器科などとの連携を検討している。」ということなど、関係機関との連携ということが盛り込まれています。

これに関連して、国の有識者検討会では、地方における途切れない支援の提供体制の強化ということについて、コーディネーターの配置が盛り込まれていたかと思うのですが、今回の支援計画には、コーディネーターについての記載は考えておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○事務局

今回、国の有識者検討会において、犯罪被害者等支援コーディネーターという仕組みが打ち出されまして、こちらはコーディネーターが被害者の方との面談を実施し、関係機関につないでいくという仕組みでございます。

いくつかの都道府県などの例を参考に、警察庁の検討会で取りまとめたということをお伺いしましたが、現時点で導入例は非常に少ない状況にあります。

現在、当県では、ワンストップの窓口として、支援センターが直接支援や面談などを行っているという状況でありますので、こちらのコーディネーターの仕組みについては、検討会が示したように、誰か1人コーディネーターを置くほうが良いのか、それとも、例えば支援センターと連携しながら、柔軟な形で運営していくほうが良いのかということについて、関係機関との協議が進んでいないため、今回の計画には掲載していないという状況にあります。

○佐々木会長

1つ付け加えさせていただいてよろしいでしょうか。実は被害者支援センターの開設にあたって、けやきネット、宮城県警、宮城県庁、県産婦人科医会を結びつけるのに、正直言って10年かかりました。

県産婦人科医会として協力するという体制を取るまでは、私なり他の産婦人科医会内の数名の先生がお手伝いしてくれるような状況がずっと続いていました。

県産婦人科医会として協力できるようになったのは、村井知事が被害者のためのワンストップセンターを作ろうということで委員会を開いてくださったからです。私が委員になって、そのとき私は被害者支援センターの理事もしており、宮城県公安委員会が所管していた頃の犯罪被害者支援審議会にもおりましたので、そういった経緯があり、この4者をようやくひとまとめにすることができたのです。

そして、2年ほど前に、今度は男性の被害がすごく多いということで、ここに泌尿器科も加えた県産婦人科医会、泌尿器科、県庁、支援センター、警察という5つの組織を束ねたワンストップセンターにしたかどうかというお話を県庁と県警の方からいただきました。

私はその時、たまたま宮城県医師会の常任理事をしていて、今年の6月で退任させていただいたのですが、その理事をやっていた時に、県医師会に泌尿器科も加わることについて話をしに行きましたが、話を進めるに至りませんでした。

正直言って、県産婦人科医会として固まるのだけでも10年もかかりましたが、じわじわと攻めていくしかないと思いますし、数名、協力できる泌尿器科あるいは肛門科の先生はいらっしゃると思います。

ですが、私たちの業界はそのような状況がずっと続いていましたので、泌尿器科としてまとまっていたくのもなかなか難しいところもあるとは思っております。

その後、ジャニーズの問題など色々起きていますし、認識が少し変わってきているのではないかと思いますので、対応は変わってくるのではないかとは思っています。

○小山委員

今の会長のお話と関連するのですが、私は20年ぐらい前に人事の担当をしておりまして、その頃はセクハラ、パワハラ、カスハラなんていう言葉はほとんど聞かれませんでした。

一方で、やはり人事ですので、色々な相談が持ち込まれました。そのときは、事業所として個人のプライバシーに関わることにどのように関わっていけば良いのかということに悩んだ記憶がありますが、解決しなければならぬものですから、時間をかけて、当事者と納得がいくまで話し合った記憶がございます。場合によっては、夜を徹して話し合うこともありました。

ただ、今の時代、セクハラ、パワハラはレッドカードですよ。それは県庁であろうと、どこの組織であろうと問題だと思います。セクハラだけでアウトという時代になりましたので、少しは進んでいるのかなという感じはいたします。

そして先ほどの支援センターの方の話を伺っておりますと、本当にケースバイケースで非常に難しく、デリケートな部分もあるかと思えます。ただ、やはり一番大事なことは、体制の整備であると思います。先ほどの話のなかで、関連機関と協調し合って、連携を取り合っただけという話でしたが、これが一番難しいところであると思います。

早く一刻もその体制を作って支援ができれば一番良いと感じております。

○佐々木会長

ありがとうございます。まだお話したい方もいるかと思いますが、限られた時間を少しオーバーしておりますので、県の担当の方には、また是非こういった機会を作っていただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

そして、被害者支援センターの方々、本当にいつもありがとうございます。貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。

それでは、この件につきましては、ここまでとさせていただきます、議事の審議事項「ロ 宮城県犯罪被害者等支援計画の中間案」にまいります。

なお、本議事につきましては、これまでどおり公開としたいと考えますが、御異議はございませんか。

(委員からの異議なし)

○佐々木会長

それでは本議事については公開といたします。

-----【以下、会議は公開】-----

○佐々木会長

事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、宮城県犯罪被害者等支援計画の中間案について、御説明いたします。お手元に資料 2-1、2-2、参考資料 2、3、4 を御用意願います。

資料 2-1 と 2-2 につきましては、前回の「素案」の資料をベースにしたものですので、「素案」からの修正箇所を御説明します。

資料 2-1 の概要版を御覧ください。こちらは、右上に「3 犯罪被害者等が置かれている状況」を記載しています。これは、資料 2-2 の冊子第 2 章に、二次的被害についての記述を追記したことから、盛り込んだものです。

犯罪被害者等は、直接的被害のみならず、二次的被害と呼ばれる様々な困難や悩みに直面します。二次的被害の例として、生活の変化では、長期の通院や入院が必要となる、転居を余儀なくされる、学校・仕事に不都合が生じるということが、心身の変化では、被害時の場面が頭に浮かぶ、孤立していると感じる、PTSD 等の症状が出現するというものを抜粋しています。

「2 犯罪被害者等を支える 14 の基本的施策」については、「素案」では 77 としておりましたが、「中間案」では 76 としました。これは、基本的施策 14 の「調査研究」の取組を整理し、3 から 2 としたことによるものです。

次に、資料 2-2 の冊子を御覧ください。4 頁の第 2 章に、犯罪被害者等の現状を表す統計資料を盛り込みました。「素案」では、項目のみとしていたものです。主なものを御説明します。

まず、「1 県における犯罪等の現状」です。はじめに、「(1) 刑法犯の認知・検挙状況」でございいます。4 頁の図表 2-1-1 のとおり、全国における刑法犯の認知件数は、令和 3 年以降増加傾向にあります。また、5 頁の図表 2-1-2 のとおり、県の認知件数も、令和 3 年以降増加傾向にあり、令和 5 年は 11,583 件となっております。

頁をおめくりいただいて、殺人などの「重要犯罪」について見ると、6 頁の図表 2-1-3、2-1-4 のとおり、全国、県とも増加傾向にあり、令和 5 年の県の認知件数は 280 件となっております。

次に、8頁の「2 県における犯罪被害者等に関する相談状況」でございます。「(1)みやぎ被害者支援センターの相談対応状況」は、令和5年度には1,366件となっており、10年前の約2.2倍となっています。また、「(2)性暴力相談支援センターみやぎ相談対応状況」ですが、こちらも令和5年度には1,169件となっており、10年前の約2.7倍となっています。このことから、ワンストップ窓口の重要性が増していることが分かります。

次に、16頁の「3 犯罪被害者等が置かれている状況」を御覧ください。こちらには、二次的被害について記載しております。この表の抜粋を、概要版に記載しております。

また、17頁を御覧ください。こちらは警察庁の資料から抜粋した、被害からの回復度の資料です。図表2-3-1によれば、「事件後に受けた言動等で傷つけられた経験の有無」別に、半分以上回復したとの回答比率をみると、「傷つけられた相手がいる」場合が右から25.7%、17.8%、27.8%を足して71.3%であるのに対し、「傷つけられた相手はいない」場合は55.2%、18.3%、16.4%を足して89.9%となっています。

また、図表2-3-2によれば、「事件後に受けた言動等で支えられた経験の有無」別に、半分以上回復したとの回答比率をみると、「支えられた相手がいる」場合が右から41.3%、22.0%、24.3%を足して87.6%であるのに対し、「支えられた相手はいない」場合は右から51.2%、14.8%、15.7%を足して81.7%となっています。

以上のことから、事件後に受けた周囲の人からの言動や支えになっている存在の有無は被害からの回復に影響を与えるものと考えられます。

次に、21頁から24頁を御覧ください。こちらは、連絡協議会の構成機関が、どのような施策に関わっているかの索引となっており、素案から追加したものです。

本計画では、類似の施策はある程度統合して記載していることから、施策の欄に関係機関の名称が直接記載されていないこともあります。しかし、「安全の確保」における施策13の個人情報保護、「相談及び情報の提供等」における施策2の支援制度の広報や周知、「普及啓発」における施策2の理解促進については、全機関が何らかの形で行っていることから、全機関に番号を振っています。

具体的施策については、25頁以降に記載しております。こちらは、「素案」から大きく変更してはおりませんが、被害者支援センターの取組については、センターから伺ったお話を取りまとめた「資料1」との整合をとっております。

続きまして、参考資料を御説明します。

まず、「参考資料2」ですが、こちらは、前回の審議会でもいただいた御意見に対する反映事項等でございます。

計画に関するものとしては、まず、2のとおり、犯罪被害者等が診察・手術等を受けた際の費用について、支援のための仕組みづくりを「宮城県医療ソーシャルワーカー協会」に働きかけてはどうか、という御意見がございました。こちらについては、大坂副会長の御協力もいただきながら、事務局で協会に相談いたしまして、来年3月の研修会において、こうした問題提起があったことを紹介する場を設けていただくことで調整しております。

次に、3のとおり、犯罪被害者等を支援する各機関の職員及びその配置の現状を知りたい、という御意見がございました。こちらについては、事務局で関係機関に照会し、「参考資料3」とおりとりまとめました。調査結果によれば、県警の被害者支援要員が多いのはもちろんではありますが、「精通弁護士」や「心情等聴取・伝達制度の被害者担当官」として一定の人数がおられることが分かります。また、「被害者担当保護司」は1名とのことでした。

最後に、「参考資料 4」でございます。これは、委員の方から事前にいただいた御意見で、いくつか御紹介いたします。

菅原委員から、3 のとおり、関心のない人にも、確実にメッセージを届けることが重要であるとの御意見をいただきました。また、堀毛委員からも、5 のとおり、広報の重要性について御意見をいただきました。これにつきましては、まさにそのとおりであり、関連する計画も含め、引き続き様々な機会を通じ、施策や相談窓口の普及啓発、認知度向上を進める必要があります。

八島委員からは、6 のとおり、「かゆいところに手が届くような支援」が求められているとの御意見がありました。犯罪被害者等支援の枠組みで対応が難しい分野についても、連絡協議会内で対応ができるものについては、連携を強化し、支援につなげられるようにしていくことも必要であると考えられます。

計画の中間案及び関連する参考資料の説明は以上です。

なお、資料はございませんが、今後の進め方について御説明します。本日、「中間案」が了承されましたら、12 月に開催予定の宮城県議会の常任委員会で報告し、委員会での「集中審議」が行われる予定です。

また、常任委員会での審議と併せ、12 月中旬頃からパブリックコメントを 1 ヶ月間行います。事務局において、議会からいただいた御意見と、パブリックコメントによる御意見を踏まえ、計画の「最終案」をとりまとめることとなります。

本日まで、計画策定に向けて 3 回審議会が開催されましたので、4 回目の審議会で最終案を御審議いただく予定です。第 4 回審議会は、事前に御案内しておりましたとおり、来年の 1 月 30 日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

本議事についての説明は以上です。

○佐々木会長

ありがとうございます。今の事務局からの説明につきまして、何かご意見等いただけましたらお願いしたいと思います。

○翠川委員

資料 2-2、17 頁の図表と、その前の 16 頁のまとめの関係について質問です。

17 頁、図表 2-3-1 だと、事件後に受けた言動で傷つけられた相手がいる方が 9~10 割程度回復する人が少ないというのはそのとおりだと思うのですが、図表 2-3-2 で事件後に受けた言動等で支えられた経験の有無というのをみると、支えられた相手がいない方が 51.2%で 9~10 割程度回復する人が多くなってしまっています。もちろん、どのような被害を受けたのかにもよるのだと思いますが、このデータをもって、言動で支えられた経験がある方が回復しているとまとめるのはどうなのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○事務局

こちらは 5 割程度以上回復した人の割合を機械的に足し算で表現しました。警察庁の分析等を参考にして、もう少し精緻な分析をしたいと思えます。

○大坂委員

私は御本人の持っている力に加えて、支えられた相手がいるということで、このような結果になったと分析しました。被害者の方はただ弱いだけではなくて、しっかり回復される力を持っておられて、それを支援しているのが、支援センターをはじめとする様々な機関の方々であると読みました。

○佐々木会長

ありがとうございました。正直、私も少し気になるところがありました。多くの方が納得するような表現の仕方があるのかもしれないという気がします。支援センターで支援する方々がいるということで助かっている部分というのは圧倒的に多いとは思いますが、表現の仕方とか解釈の仕方がいろいろあるのかもしれませんが、多くの人を納得させる表ではないのかもしれない。

○小原委員

やはり、トラウマのケアで私たちの分野でよく言われるのは、再度傷つけないということですね。二次被害のこともそうですし、被害に遭った方々の回復を妨げないということが大事だとも言われます。

本人の回復にプラスして支えられれば良いのかもしれませんが、最低限、再度のトラウマを防ぐという、そういうところの理解というのは、感覚的に合うのかなと思います。

ただ、やはり、図表 2-3-2 の解釈は確かに違和感があるようには思いますけれども、大事なのはやはり、図表 2-3-1 の方なのかなと思います。

○佐々木会長

最初の図表だけ出すというような形もあり得るかなという気もいたしますけれども、もう少し表現を変えると、また違った目で見えるのかもしれないので、御検討お願いします。

その他色々ご意見いただいております。堀毛委員は事務局からの回答等につきまして、何かございますか。

○堀毛委員

事務局からの回答に対しては特にはありません。ありがとうございます。

とにかく、支えられる状況をいかに作るかということで、ネットワークも大事だということだと思うのですが、資料 1 において、支援センターの方々にお伺いした最後のところで、期待が高まってくる分、センターの負担も増えているという記述があります。センターの役割にはとても大きいものがあると思うのですが、そのマンパワーが足りなくなるということは、結果的に犯罪被害者支援ができなくなってしまうということだと思いますので、こういったところ、センターの充実というところも、今後さらに考えていただければ良いと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。他に何かご質問等がありますでしょうか。

これは犯罪被害者等支援とは関係ないのかもしれませんが、資料 2-2 について、4 頁、5 頁、6 頁に検挙率が書いてあって、こちらはピークを過ぎた後、毎年減少しています。検挙率はこの図表に入れる必要があるのでしょうか。

支援センターの相談対応状況などはすごく増加していて、やはり支援センターの必要性や犯罪被害者等支援が大事であるということを示すのには良いグラフだと思います。

犯罪が増えているという部分は必要かもしれないですが、検挙率が落ちているグラフをここであえてつける必要がないという気がしますので、ご検討いただければと思います。

○事務局

刑法犯認知件数のグラフは、当課が所管している犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画でも使っており、そちらでは認知件数と検挙率はセットで掲載していることが多かったので、特段、深い意味があって検挙率を載せているということはないです。

グラフの構成は他県の統計資料等も参考にしておりますが、必要性については、再度、精査したいと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。他に何かご意見等がありますでしょうか。

○大坂委員

本日、ネットワーク化ということが色々な委員から出ておりますけども、資料 2-2 の 21 頁から 24 頁にかけて、新しく索引を付け加えていただきました。これは関係すると思われる機関が実際に一緒にやっていくときに、どんなことが関係あるのだろうということをよく聞かれます。その時に、こういったものがあると、施策の中のこういうところについて一緒にやりたいとか、何をしたら良いのだろうという時に、こういった索引があると非常にお話がしやすいのではないかと思います。

せっかくお作りいただいたので、これから上手に使いながら、さらにネットワーク化が進むような関わりができるとういことだと思います。すごく良い索引をお作りいただいたなと思っております。

○佐々木会長

ありがとうございます。事務局が良い仕事をしてくださっていると思っております。

他に何かご意見等ございましたらお願いします。

○八島委員

それでは、参考資料 4 で私が質問させていただいたことの 9 番目、市町村に対する実態調査の実施の後のフォローアップなのですが、あんまり進んでないところは、是非、県から市町村に指導していただきますようお願いいたします。

また、参考資料 4 の 10 番目に関連して、資料 2-2 の 36 頁、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援ということで、ここにある具体的施策は、「犯罪があったら、どうぞ私のところに来てください。」と両手を広げて受け入れるということにはなっていると思います。

ただ、そこに行きにくい、あるいは行けない被害者の方の背中を押してあげるような仕組みがあると良いと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。

○事務局

これまでも色々な相談窓口を周知するために、典型的なものを挙げますと、ホームページに載せたり、リーフレットを印刷したりといったことを実施しているのですが、先ほどの参考資料4の関連箇所でもお話があったとおり、作ったとしても確実に届けるということが難しいところだと思います。

また、犯罪被害者週間などの機会で配るなど、今のところはそのような地道な取り組みを続けることしか考えつくものはないのですが、おっしゃるとおりそのような仕組みは必要であると考えます。

○翠川委員

八島委員の御意見のとおりなのですが、資料2-2の9頁を見ていただくと、性暴力被害相談支援センターへの相談は令和3年から2倍以上ぐらいになっています。ですから、「このようなどころがありますよ。」ということが徐々に浸透するに従って、利用も増えてくるし、支援につながっていくのかなというのは感じます。

また、性犯罪の被害者の方などは、秘密を守ってもらえるのかをものすごく心配するわけですから、事業所の上司にも相談しづらいという面もあると思うのですが、支援センターで実際に直接支援員の方とお話をすれば、長期的にケアしていただく中で、適切な支援につないでもらえるといった機会が出てくるというものもあると思うので、即効性のあるものはあまりないのかもしれませんが、地道な取り組みというのはやはり、花開いていくのではないかと。そういう意味では良い例なのかなと思います。

○小原委員

今の件数のことに関連して、もしお分かりになれば教えていただきたいのですが、よく当方は電話相談を受けた際、「どこでこの番号を知ったのか。」ということを開ける人には聞くのですが、そのようなデータはあるのでしょうか。

もし把握されていれば、被害者の方々がどういうところから連絡先を知るかということは、この話題において、ヒントになるのではないかと思います。

○相談員

電話相談のときなどに、聞ける範囲できっかけということでお伺いすることはあります。インターネットで調べて知ったという方のほか、他の機関に電話して当方を紹介していただいたというケースがあります。それらの中には、会社の方からこのような機関があるという話を聞いたり、友人から聞いたりといった方が多くなっております。

○小原委員

ありがとうございます。当方の電話相談も御本人などの場合、年代的にも今はインターネットで見つけられるので、検索すると相談先が上位に挙がるような細工をできると良いのかなとも思っています。

○小山委員

最近は、事件などが報道されると、様々な相談機関(いのちの電話など)の連絡先に関するテロップが流れますよね。見られる機会が多くなっているとは思いますが、メディアはそれで終わってしまっているのでは、やはりPRの方法が大事な部分ではないかと思います。

○小原委員

何かの週間のようなときに、フェアを開くなど、色々なものがあるのかもしれませんが、情報としてはやはり今はインターネットが大きいのではないかと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。では、周知の仕方についても県の方で御検討いただければありがたいと思います。

その他、何かございますか。

○菅原委員

参考資料4の2番目で回答をいただいているのですけれども、最近は本当にSNSを通じての犯罪被害が多いと感じていて、犯罪被害者支援センターに寄せられる被害相談の大多数にもインターネットが関係しています。

また、小学校では、Chromebook というものが配布されておりますけれども、それにより性犯罪が導かれるのではという危険材料の相談も受けております。

個人的に知り合いの小中学生やそのご父兄の方などに調査をしたところ、猥褻な画像などがポップアップすることがあり、そのようなものは後ろ暗いことであるということを知りながら、親には何も言わないで、こっそり友人同士で情報を共有するなどして猥褻な類の情報をかなり深く知り始めているということがあります。

Chromebook というのはこのような社会になって必要なものなのですが、使ってもらうからには、やはり大人側・提供する側が安全の担保をしなければならないのではないかと思います。

参考資料4の2番目の回答にも取り組みとしてその安全講話の実施や、小学生を対象とした啓発用リーフレットなどについて書かれていますが、県として、教育機関として広報活動だけでなく、どのようにしてインターネット環境のチェックなど、デジタル機器の安全を担保としたものとして提供していくかということ強く不安に思っているものですから、ここに記載させていただきました。

○佐々木会長

ありがとうございます。大変、必要なことですね。16歳未満のSNSアカウントには規制をかけるというような動きが出てきているというお話も聞きましたが、やはり国として、世界全体として、そのようなことは人間にとって必要なことなのかもしれないと思います。

○竹田委員

性被害に遭った方がせつかく被害者支援センターとか、警察とかにつながっていくのにも関わらず、先ほどあったように、上司に言えない、会社に言えないというような形だと、現実的な支援というのがぐっと先細りするとか、本当の意味の支援はできない気がします。

「性被害を受けました。」といった具体例ではなく、この方は犯罪の被害に遭いましたという証明書のようなものと良いと思います。

例えば、支援センターの方や警察の方が間に入って、事業者の方など必要な方に、従業員が犯罪被害に遭ったことが原因で困難が生じていることなどを話すときに、具体的にどのような被害に遭ったのかを話さなければならない場合、会社の中で秘密が守られることを担保する仕組みを作ってはじめて安心して会社側に被害のことを伝えられるのかなと思います。

それもただ、本人が望めばすることのできる話ですが、そういうこともやれますよということを提示できるようなシステムができれば良いのではないかとすごく感じました。

その例として、証明書を持って支援センターの方が現地に行き上司の方にお話をした上で、会社内でも秘密が守られた上で話が進んでいくようになっていけば、初めて支援の手伝いができるようになるのかなと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。今は「母健連絡カード」という制度があります。妊娠していて、今の業務が妊娠の継続には辛いという時には、医療機関で診断書のようなものを書いてもらう必要はありますが、そのカードを職場に出せば必要な措置を受けられるというものです。このように、皆に協力してもらえるような制度ができると良いですね。

こちらについても、県として、リーフレットのみならず、もう少し公的な強制力、指導力のある証明書を作っていただいて、これを出すと、どのような被害にあったか分からないけども、被害に遭った人だから、皆で協力しなきゃいけないと思わせるようなものを御検討いただければと思います。

○事務局

今のところ妙案があるわけではなく、また、証明書というわけではないのですが、もし他県などで何か進んでいる取り組みがあれば参考にして、計画そのものには盛り込めなくても、対応できるものは研究したいと考えます。

○佐々木会長

ありがとうございます。このあたりで、ご質問ご意見は終了させていただきまして、この中間案は、頂いた御意見をもとに少々修正していただくこととして、通してよろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

○佐々木会長

ありがとうございます。それでは最後に、その他ということですが、事務局の方で何かございましたらお願いします。

○事務局

先ほどから少々話題になりましたが、犯罪被害者等の理解促進のためのリーフレットを作成中でございます。内容につきましては、県警の被害者支援室や支援センターの意見を伺いながら作成しておりました。完成いたしましたら、広くお配りしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○佐々木会長

事務局からの報告でございました。他にございますか。

ないようであれば、このあたりで議事の進行を終了とさせていただきたいと思ひます。ご協力ありがとうございます。あとは、事務局の方によろしくお願いたします。

○司会

佐々木議長ありがとうございました。次回の審議会についてご案内をさせていただきます。次回は来年1月30日を予定しております。日程が近づきましたら、改めて皆様にご案内を差し上げたいと思ひますので、よろしくお願いたします。

以上で、本日の犯罪被害者等支援審議会の一切を終了とさせていただきます。本日は大変ありがとうございます。